

認知症への取組の充実強化に関する意見書

今日、認知症は世界的規模で取り組むべき課題であり、本年開催された「認知症に対する世界的アクションに関する第1回WHO大臣級会合」では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認された。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年には、認知症高齢者数が約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取組が注目されている。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定し、認知症高齢者が、住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととなった。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等に対応するためには、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取組が求められる。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- 3 自治体などの取組に活用するため、家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する状況にある方々に対するサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。
- 4 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を取り入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣

福島県議会議長 斎藤勝利